政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成22年度、農薬以外) $(E+nld\times 10^n$ 、例えば $E+3ld\times 1000$ の意味です。)

都道		排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・
	都道府県名	大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	移動量合計
1	北海道						2.3E+1	23.0	23.0
2	青森県								
3	岩手県								
	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.1E+0			2.1		1.8E+1	18.0	20.1
	茨城県	2.4E+0			2.4		2.0E+1	20.0	22.4
9	栃木県								
	群馬県								
	埼玉県						2.1E+2	211.0	211.0
12	千葉県						7.1E+1	70.7	70.7
	東京都						1.0E+1	10.0	10.0
	神奈川県						1.7E+2	168.0	168.0
	新潟県								
	富山県								
	石川県								
	福井県								
	山梨県								
	長野県								
	岐阜県								
	静岡県								
	愛知県						5.2E+1	52.0	52.0
24	三重県						6.2E+2	620.0	620.0
	滋賀県						_		
	京都府								
	大阪府								
	兵庫県	1.2E+2			120.0		1.9E+2	192.0	312.0
	奈良県								
	和歌山県					5.5E+0	2.8E+1	33.5	33.5
	鳥取県								
	島根県								
	岡山県	3.2E+1			32.0				32.0
	広島県								
	山口県								
	徳島県								
	香川県								
	愛媛県								
	高知県								
	福岡県						1.1E+2	110.0	110.0
	佐賀県								
	長崎県								
	熊本県								
	大分県								
	宮崎県								
	鹿児島県								
	沖縄県								
全 国	. 1 11-021	1.6E+2		I	156.5	5.5E+0	1.5E+3	1,528.2	1,684.7

注1)農薬は使用先別使用量として別表に示す。